

不服申立て事案答申第 261 号

不服申立て事案諮問第 280 号

件名：私が提出した質問票の不開示（補正非応答）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の開示請求について、形式上の不備があることを理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 11 月 8 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 21 日付けで行った不開示決定について、取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 5 年 11 月 8 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする個人情報の内容欄は、私が提出した「質問票」（請求日現在 A 警察署で保管のもの）と記載されていた。

(イ) 開示請求に係る保有個人情報の特定

本件保有個人情報開示請求書に記載の私が提出した「質問票」については、審査請求人がいつ A 警察署に提出したものなのか、またどのような内容の質問票であるのか判然とせず、法第 77 条第 1 項第 2 号に規定される「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請

求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると判断された。

(ウ) 第1回補正通知

法77条第3項の規定により審査請求人に対し、令和5年11月10日付け、保有個人情報開示請求に関する補正（通知）（務住発第4230号、以下「第1回補正通知」という。）を送付した。

第1回補正通知では、補正の参考となる情報として、平成30年9月7日に審査請求人がA警察署において運転免許証の更新を行った際に提出した運転免許証更新申請書（兼記載事項変更届）の裏面にある「質問票」が該当するものと思われたため、行政文書名や日付等を記載して提供し、補正を文書で提出するよう求めている。

その後、令和5年11月24日を提出期限とした第1回補正通知に対する回答がなかったところ、審査請求人から愛知県警察本部住民サービス課情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）に電話があり、

- ・開示を請求する行政文書は5年前の運転免許証更新時に提出した「質問票」であること
- ・5年前の更新時のみならず、令和5年の更新時に提出した「質問票」も開示請求すること

と申し立てたため、補正に応答する文書の提出を求めた。

(エ) 第2回補正通知

その後も、審査請求人から補正に応答する文書の提出がされなかったことから、令和5年11月28日、保有個人情報開示請求に関する補正（通知）（務住発第4507号、以下「第2回補正通知」という。）により、再度審査請求人に通知し補正を求めた。

第2回補正通知の際には、審査請求人が電話で申し立てた内容で判明した令和5年8月30日に審査請求人がA警察署において運転免許証の更新を行った際に提出した運転免許証更新申請書（兼記載事項変更届）の裏面にある「質問票」の情報も提供し補正を文書で求めている。

しかし、その後も、審査請求人から補正への応答がなかった。

(オ) 本件処分

処分庁は、相当の期間を定めて補正を求めたにも関わらず補正されないことにより本件保有個人情報の特定ができなかったため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書（令和5年12月21日付け務住発第5011号 以下、「本件処分」という。）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件開示請求は、(1)アのとおり、開示請求に係る保有個人情報に特定できなかったため不開示としたものである。

法第 77 条第 1 項では、開示請求の手續について、「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない」とされているところ、本件保有個人情報開示請求書には、保有個人情報を特定するに足りる事項は記載されていなかった。

同条第 3 項では、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、「開示請求した者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる」とされているところ、第 1 回補正通知および第 2 回補正通知により相当の期間を定めて審査請求人に対して補正を求めたが、補正されることはなく本件開示請求に係る保有個人情報は特定されなかったことから本件処分を行っており、本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「運転免許証更新時に提出した『質問票』に対する開示請求であることを伝えた。」「5 年前の更新時のみならず本年の更新時に提出した『質問票』であることを伝えた。」等と主張している。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載された書面は提出されていないことから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し、対象となる保有個人情報は特定されていないことから、形式上の不備があるとして不開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、対象となる保有個人情報は特定されていると主張していることから、以下、本件不開示決定の妥当性について検討する。

(2) 本件不開示決定の妥当性について

ア 補正について

(ア) 開示請求書に記載が必要な「開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」(法第 77 条第 1 項第 2 号)については、開示請求を受けた行政機関等において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定

することのできる程度の具体性があることが必要である。

- (イ) 処分庁によれば、本件開示請求は、審査請求人が提出した A 警察署で保管の質問票の開示を求めるものであるが、審査請求人がいつ A 警察署に提出したものなのか、また、どのような内容の質問票であるのか判然としなかったとのことである。さらに、当審議会において処分庁より説明を聴取したところ、審査請求人は、愛知県警察本部に対し自ら作成した質問書を提出した後、同質問書の開示請求を行うことを繰り返しており、本件開示請求の対象となる質問票と質問書の名称が似通っているという事情があるとのことである。

上記を踏まえると、審査請求人がどのような保有個人情報を求めているのか判然としないため、開示請求に形式上の不備があると判断したとのことである。

- (ウ) 当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報は、処分庁が主張するとおり、審査請求人がいつ A 警察署に提出した質問票なのか、また、どのような内容の質問票であるのか判然としておらず、さらに、審査請求人が質問書と題する文書の開示請求を繰り返していることからすると、本件開示請求は対象となる保有個人情報が判然としない漠然とした開示請求であると言わざるを得ず、処分庁が、本件開示請求に対し保有個人情報の不特定という形式上の不備があるとして補正を求めたことは、妥当である。

イ 補正非応答による不開示決定について

- (ア) 処分庁によれば、平成 30 年 9 月 7 日に審査請求人が A 警察署において運転免許証の更新を行った際に提出した運転免許証更新申請書（兼記載事項変更届）の裏面にある「質問票」が該当するものと思われたため、第 1 回補正通知において、補正の参考となる情報として上記文書を教示し、補正を求めたが、期限である令和 5 年 11 月 24 日までに審査請求人から応答はなかった。

その後、審査請求人から情報公開センターに電話があり、対象となる保有個人情報の特定についてやり取りがあったが、補正に応答する文書の提出はなかった。

そのため、第 2 回補正通知において、令和 5 年 8 月 30 日に審査請求人が A 警察署において運転免許証の更新を行った際に提出した運転免許証更新申請書（兼記載事項変更届）の裏面にある「質問票」の情報も提供し、補正を文書で求めたが、期限である令和 5 年 12 月 12 日までに審査請求人から補正への応答がなかったことから、不開示決定を行ったとのことである。

- (イ) 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、過去の審査請求人による自己情報開示請求において、開示請求をする保有個人情報の内容欄の補正を口頭で行った際に、文書の特定に誤りがあるとして審査請求を行った事例があり、本件については、文書の提出を依頼し、開示請求者本人に開示請

求書の記載を修正してもらうことが望ましいと判断したとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、一般に保有個人情報の開示請求者が口頭により請求内容を補正することは否定されないが、処分庁が主張する前出の事例を踏まえると、当該審査請求人に対して請求内容を明確にし、文書特定を慎重に行うため、書面による補正を求めるという処分庁の対応は無理からぬことである。

また、処分庁が審査請求人に対して送付した補正通知において、処分庁は具体的に補正事項を示した上で二度にわたり補正を求めており、これに対して、審査請求人が処分庁の用意した書面に必要事項を記載して応答することは容易にできることである。

それにも関わらず、審査請求人が2回の補正通知に対して期限までに応答をしていないことからすれば、請求内容が補正されていないという処分庁の主張に不合理な点はなく、処分庁が、本件開示請求に対し保有個人情報の不特定という形式上の不備があることを理由として不開示決定を行ったことは、妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が提出した「質問票」（請求日現在 A 警察署で保管のもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 3. 21	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 12. 16 (第 244 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等の聴取
同 日	審議
7. 1. 24 (第 245 回審議会)	審議
7. 2. 26	答申